

平成 28 年海難の現況と対策 ～大切な命を守るために～

目次

はじめに	1～2
1 船舶事故は過去 16 年で最小	1
2 重大な海難	2
第 1 章 海難の現況	3～15
1 最近の海上交通の動向・環境の変化	4
2 平成 28 年の海難の現況	6
(1) 船舶事故	6
ア 概観	
イ 船舶種類別	
ウ 事故種類別	
エ 事故原因別	
オ 距岸別	
カ 船舶事故に伴う死者・行方不明者及び負傷者	
キ トン数別	
(2) 人身事故	13
ア 概観	
イ 船舶事故以外の乗船中の事故	
ウ マリンレジャーに関する海浜事故	
エ マリンレジャー以外の海浜事故	
第 2 章 海上保安庁の政策目標及び達成状況	16～19
1 第 10 次交通安全基本計画	16
(1) 2020 年代中に我が国周辺で発生する船舶事故隻数を第 9 次計画期間の年平均 (2,256 隻) から約半減 (約 1,200 隻以下) することを目指すこととし、平成 32 年までに少なくとも 2,000 隻未満とする	
(2) ふくそう海域における、衝突・乗揚事故の低発生水準維持及び社会的影響が著しい大規模な船舶事故の防止	
(3) 要救助海難に対する救助率 95%以上の維持確保	
2 第 3 次交通ビジョン	18
(1) ふくそう海域における衝突・乗揚事故の低発生水準の維持	
(2) 港内等における衝突・乗揚事故の減少	
(3) 小型船舶における事故の減少	

第3章 海難の防止対策		20~90
1	総論（海難防止の基本的考え方）	20
	（1）船舶事故の防止対策	20
	（2）通航量の多い沿岸域における船舶事故の防止対策	20
	（3）人身事故の防止対策	21
	Topics 1 海の安全推進アドバイザーについて	22
2	船舶事故の防止対策	23
	（1）プレジャーボート事故の防止対策	23
	ア プレジャーボート事故の概観	23
	イ プレジャーボート機関故障事故の対策	26
	ウ バッテリー過放電事故の対策	30
	エ 水上オートバイ事故の対策	33
	オ ミニボート等の免許を要さない船舶事故の対策	40
	カ 花火大会に関連した事故の対策	48
	（2）漁船事故の防止対策	51
	（3）遊漁船事故の防止対策	56
	（4）貨物船事故の防止対策	60
	Topics 2 小型船舶操縦者法の遵守事項について	65
3	通航量の多い沿岸域における船舶事故の防止対策	66
	（1）ふくそう海域の事故	66
	（2）準ふくそう海域の事故	69
	Topics 3 東京湾における一元的な海上交通管制の構築について	71
4	人身事故の防止対策	72
	（1）船舶事故によらない乗船者の人身事故の防止対策	72
	（2）マリレジャーに関する海浜事故の防止対策	74
	ア 遊泳中における事故の防止対策	74
	イ 釣り中における事故の防止対策	77
	ウ スキューバダイビング中における事故の防止対策	80
	エ シュノーケル使用中における事故の防止対策	82
	Topics 4 新たなマリレジャーについて	85
5	海の安全情報	86
6	その他の海難防止の取組み	88
	（1）免許更新講習等における安全指導	88
	（2）海難船舶に対する再調査通知書交付制度	88
	（3）セーフティラリーによる安全意識の向上	89
	（4）リーフレットによる啓発活動	89

(5) 安全推進マリーナ制度-----	90
(6) AISを活用した航行支援システム-----	90

第4章 救助状況及び海難発生時の救命率向上策-----91~103

1 救助状況-----	91
(1) 船舶事故に対する救助状況-----	91
(2) 乗船中の事故者に対する救助状況-----	91
(3) 海浜事故に対する救助状況-----	91
2 救助・救急体制の充実・強化-----	92
(1) 救助・救急能力の充実・強化-----	92
(2) 関係機関との連携・協力体制の充実-----	93
3 自己救命策の確保-----	94
(1) 平成28年の船舶からの海中転落者及びライフジャケット着用の現況等-----	94
(2) より有効な自己救命策確保について-----	97
ア ライフジャケットの適切な着用について-----	97
イ 防水パック入り携帯電話等連絡手段の確保について-----	100
ウ その他自己救命策確保の一例-----	100
エ 体温の保持-----	101

資料編

平成28年における海難の発生と救助の状況

平成28年度通航船舶実態調査結果

※数値は単位未満で四捨五入してあるため、合計の数字と内訳の計が一致しない場合や、四捨五入前の数字を用いて計算した結果と表中の数字が一致しない場合があります。